不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>災害時における水防活動への従事</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>水防法第２４条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>危機管理室消防・防犯係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td>水防法第２４条第１項
　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
水防法第２条第３項
　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。</td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>基準なし
【理由】
　災害時という緊急性が高い状況において水防活動に従事させる措置であり、現場の状況により程度が異なるため。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>